

常滑市商工会館貸出規約

1. 常滑市商工会館は以下の方がご利用いただけます。
 - (1) 常滑商工会議所の会員
 - (2) 常滑商工会議所の関連団体、協力団体
 - (3) 市外各地商工会議所・商工会会員
 - (4) その他事務局長が認めた事業所、団体

2. 利用料金について
貸し出し料金表をご参照ください

3. 利用料金の支払いについて
原則振込にてお願い致します

4. 使用可能日・時間帯
月曜日～金曜日 9時00分～17時00分

5. 貸出不可日
平日17時00分以降、土曜日・日曜日・国民の祝日、12月29日～1月3日

6. キャンセルについて
 - ・利用日の2日前までに使用許可取消申請書を郵送、またはFAXにてご送付下さい
 - ・それ以降は前日までの連絡…20%、当日連絡…80%、不使用…100%のキャンセル料を申し受けます

7. その他
 - ・緊急事態宣言発出時は原則貸し出しを中止いたします
 - ・非会員の方が使用を希望する場合には会社概要を事前に提出いただき事務局長による審査がございます
 - ・東館会議室の鍵は、終了後利用日内にご返却ください
 - ・利用目的について、物品販売や入場料を徴収する事業等ではご使用いただけません。
また、申請書類に虚偽があったと判明した場合には弁明書の作成・提出を求めます